

応用レベル

それぞれの組織再編のスキーム毎の特徴・会計処理について

		合併 (A 社存続)	逆さ合併 (B 社存続)	株式移転 (持株会社化)
Form F-4 提出の必要		提出可能性あり	今回のケースでは 回避可能(*3)	提出可能性あり
許認可再申請コスト		発生する	発生する	発生しない
その他論点	統合によるシナジ ー効果	あり	あり	持株会社に集約すれ ば、一部あり
	従業員のモチベ ーション	消滅会社で 低下の懸念	消滅会社で 低下の懸念	維持可能
	上場手続上の論 点			上場手続が必要だ が、テクニカル上場(* 4)による簡易手続あり
①単体上の会計処理		取得(パーチェス法)	逆取得の処理	取得(パーチェス法)
	持株会社	-	-	A社株式(簿価)+B社 株式(支払対価-下記 ②参照)
	A社 (取得企業)	B社の資産・負債を 時価で受入 (企業結合基準 28~ 31)	消滅会社	仕訳なし(*5)
	B社 (被取得企業)	消滅会社	A社の資産・負債を 簿価で受入 (企業結合基準 34)	仕訳なし(*6)
②増加する資本の額				
	持株会社 結合企業	・対価として交付した A 社株式の時価(=発行 する株式数×合併期日 の A 社株価)に基づき 算定 ・内訳は会社法の規定 に基づく (結合分離指針 79、 38(1))	・A社の合併期日の 前日における簿価純 資産に基づき算定 (原則) ・内訳は会社法の規 定に基づく (結合分離指針 84(1) ①ア) (容認)	・株式移転の前日にお ける A 社の簿価純資 産と B 社株式の取得 原価(B社の株主が株 式移転後の持株会社 に対する実際の議決 権比率と同じ比率を保 有するために必要な A 社株式を A 社が B 社

			・内訳科目をそのまま引き継ぐことができる (結合分離指針 84(1) ①イ)	株主に交付したとみなした額=B 社株主への発行株式数×株式移転日の A 社株価)の合算値 (結合分離指針 121) ・内訳は会社法の規定に基づく (結合分離指針 122)
③連結上の会計処理		取得(パーチェス法)		
	持株会社	-	-	資本連結の手続は、連結会計基準に従い A 社と B 社に対する投資と資本をそれぞれ相殺消去する(結合分離指針 124)。また、A 社の資産・負債は適切な帳簿価額を原則として引き継ぐ。ただし、資本金の額は持株会社の個別上の金額とする。(結合分離指針 125)
	A 社 (取得企業)	個別上の処理を引き継ぐため 連結調整なし	消滅会社	-
	B 社 (被取得企業)	消滅会社	B 社の資産・負債の簿価を一旦取り消したうえで、時価で受け入れる。ただし、資本金の額は B 社の個別上の金額とする。(結合分離指針 85(3))	-
④のれんの算定方法		(単体) B 社株式の取得原価(=発行株式数×合併期	(単体) のれんは発生しない (連結)	(単体) のれんは発生しない (連結)

	日の A 社株価)と B 社の時価純資産との差額 (連結) 個別上の処理を引き継ぐため連結調整なし	みなし発行株式数 (②増加する資本の額の株式移転の欄を参照) × 合併期日の A 社株価と B 社の時価純資産との差額	みなし発行株式数 × 株式移転日の A 社株価と B 社の時価純資産との差額
--	---	--	--

(* 3) 逆さ合併の存続会社にのみ米国株主がいるケース (米国株主が合併対価の株式の交付を受けないケース) のため

(* 4) テクニカル上場とは、東証に上場している会社 (以下「上場会社」という。) が、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合等に、当該非上場会社が発行する株券について、流通株式数等の流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度をいう。(「上場管理業務について 日本取引所自主規制法人」を参照)

(* 5) 自己株式を保有していないことを前提とする。

(* 6) 自己株式を保有していないことを前提とする。また、税効果は考慮しないものとする。